

## 平成22年度返還促進策等検証委員会報告書

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の第二期中期計画（平成21年度～平成25年度）においては、「総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に82%以上にすることを指すことが盛り込まれ、「上記総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証し、延滞債権に対する新たな財政負担の増加を抑制する」こととされた。

また、機構の年度計画（平成22年度）において、「返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、外部有識者等で構成する委員会において返還促進方策の効果等を検証する。また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る」こととされている。

本報告書は、これらの中期計画、年度計画を受けて平成21年11月25日に設置された本委員会において、①中期目標期間中の総回収率の目標82%の妥当性を検証すること、②機構の返還促進方策の効果等を検証すること、を目的として、平成22年11月30日以降、外部有識者の意見聴取や外部シンクタンクの分析結果等を踏まえて審議を行い取りまとめたものである。

### 1. 中期計画における総回収率82%の目標値等の検証結果について

（回収率の状況）

- ・平成21年度の機構の回収率を見ると、総回収率は80.0%に達している。要回収額に対する当年度分の構成比率が増加していることに伴い毎年度回収率が改善している。

（「82%」の妥当性）

- ・総回収率82%の目標値については、これまでの本委員会及び各外部シンクタンクからの分析及び提言等にもあるように、そもそも機構の奨学金は家計状況の厳しい者に対し貸与する制度であり、また事前審査もないこと等を踏まえれば、過去の回収率実績に基づく82%という目標値の設定は、現時点においては一定の妥当性を有する。一方で、回収率については、社会情勢との関連も併せて考えておかなければならず、現時点で指標そのものの水準を変化させることまでは必要ないものの、経済的要因により、変化が生じうることに留意すべきである。

(回収率の算定について)

- ・ 民間金融機関において一般的に償却対象は、延滞1年以上となっている。償却対象について民間金融機関と単純な比較はできないが、これを除いた場合、機構における平成21年度の回収率は、96.9%であり、うち期首において無延滞であった者の平成21年度末の回収率は、98.7%である。
- ・ 現在、繰上げ返還分については、回収率の算定基礎に含めていないが、繰上返還として回収されている額は、毎年度相当額に達しており、機構の回収を考える上で非常に重要な要素であることから、繰上返還分を含めた回収率を指標として活用することもできると考えられる。

## 2. 返還促進策等の検証結果について

(返還促進策の効果)

- ・ 平成22年度においても、「奨学金の返還促進に関する有識者会議」報告書である「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」において提言された回収強化策について、引き続き多くの施策が実施されており、回収状況全体としてみると、これまでの取組の効果が上がっているものと評価できる。

(具体的方策の検証)

- ・ 早期における督促の集中的実施、債権回収業者への回収委託の推進等により、特に延滞3月以前の初期における抑止効果が出出しており、回収委託額分の返還促進や一度も入金がなかった者の減少に対しても、一定の効果を挙げているものと考えられる。
- ・ 平成22年度から開始した個人信用情報機関の活用については、機構においては、延滞に陥った者に対し、通常の振替不能通知に加え、文書等による登録予告の通知を行うなど適切な処理を行っており、外部シンクタンクの分析においても述べられているとおり、個人信用情報機関への登録同意書による初期段階の延滞抑制の効果が見込まれるところである。
- ・ 法的措置については、平成22年8月に「延滞債権に係る法的処理の方針について」を策定し、その強化が図られているところである。平成22年度の法的処理実施計画に沿って時効の中断や早期化への対応など適切に進めている一方、和解不履行者等への強制執行手続きについても実施している。

### 3. これからの返還促進策について（提言）

（返還促進を図るための仕組みの改善に係る方向性）

- ・ この数年、回収促進策の効果が認められている状況を踏まえ、引き続き効率的・効果的な回収方を講じていく。その一方、現在の経済情勢や就職状況に応じた対応も必要であり、返還の意思がありながら経済的理由等により返還が困難な者に対しては、減額返還制度や返還期限猶予制度、あるいは返還者の状況に応じた分割返還の周知徹底と適切な運用や更なる充実を図り、少しでも返還できる仕組みを整えることが非常に重要である。これらの方策を適切に実施していくことによって、返還促進を図る仕組み全体の改善と機能向上を果たしていくことができると考える。

（学校、奨学生・返還者とのコミュニケーションの充実）

- ・ 学校とのコミュニケーションが非常に重要であり、現在実施している学校担当者への広報・周知や奨学生に対する返還意識の涵養は継続して強化していくべきである。さらに経営陣や実務担当者レベル等それぞれの層に対し、機構から奨学金事業への理解を得るための働きかけとしてどのような取組みができるのか検討することが必要である。
- ・ 奨学生・返還者とのコミュニケーションの充実を図るため、スカラネットパーソナルの周知徹底やモバイルサイト利用の促進等、ITツールを活用した情報提供・共有の一層の充実が必要である。
- ・ 初期段階での延滞抑制及び回収実績の向上を図るため、例えば出身大学からの返還者の住所情報の提供等、学校との連携強化や相談サービスの拡充を図ることについても検討する必要があるのではないかと考える。

（個人情報情報機関の活用）

- ・ 個人情報情報機関の活用に関しては、返還者本人が行うべき住所変更届を行わないことによって返還に関する通知が本人に届かず、必要な手続きを取らないまま本人にとって不利益となるケースがあることを踏まえ、本人に住所の届出などの義務を確実に履行させるよう学校との連携を図りつつ一層適切に周知する必要がある。

（回収委託の効果的な活用）

- ・ 債権回収業者への回収委託において、委託期間中は返還するものの委託終了後に再び返還が途絶える返還者が存在する状況を踏まえ、委託期間満了後も継続して委託を行い、また、一定期間返還が途絶えた者には、定期的に回収委託に追加し網羅的

な回収委託とするなど、一層有効な委託方法について検討することが必要である。

(機関保証制度加入者への回収状況改善のための取組)

- ・ 機関保証制度については、延滞者の比率が人的保証に比べて高い状況となっている。現在は、制度加入の返還者本人以外の連絡先を1名登録しているものの、本人が住所不明となった場合に連絡先が限られることなどが人的保証に比べて延滞比率を高める原因となっているものと考えられることから、コンタクトチャネルの複数化を図るため連絡先を増やすことも含め検討が必要である。ただし、その際には、やむを得ない理由により人的保証を選択できない者に配慮する必要がある。

(長期延滞者への回収状況改善のための取組み)

- ・ 長期延滞者への対応に関しては、特に機構全体のコストパフォーマンスを上げるという視点を持つことが重要である。
- ・ 中期計画に掲げられている「大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を3年間で半減する」目標については、中長期延滞債権に対する債権回収業者への回収委託、住所調査の迅速化及び法的処理による時効の中断等の方策を鋭意推進することにより達成を目指しているところであるが、特に長期延滞債権からの回収が現実的に極めて困難な状況であることから、現時点では達成が難しい状況になっている。今後一層効果的に回収委託を活用するなど引き続き最大限の努力を行う一方で、達成困難な原因とその対応策について分析を行う必要がある。
- ・ 法的処理については、必要となるコストが大きいことなどから、公平性に配慮しつつメリハリをもって進める。具体的には、債権回収業者を活用した回収方策等との組み合わせにより、法的処理に至る債権数の圧縮を図り、効果的に行っていくことが必要である。
- ・ 法的処理の早期化については、卒業間もない若年層がその主な対象者となっている。そうした若年の経済困難な者が返還できるようになるまでには一定の期間を要する。これらのことを踏まえ、現在の方向性について、今一度延滞者の状況をより詳細に把握するための期間について考慮するなど、改めて見直すべきではないか。

(東日本大震災への対応)

- ・ 3月11日に東北地方太平洋沖にて発生した地震の被害は甚大であることから、被災により返還が困難となった者に対しては、返還期限の猶予等について十分に周知するとともに、柔軟に対応する必要がある。今後は、被災した返還者の実情等に配慮しつつ、復興状況等を踏まえた対応を検討していくことが求められる。

## 返還促進策等検証委員会設置要綱

平成21年11月25日  
理事長 裁定  
最近改正平成22年10月29日

### (設置及び目的)

第1条 第2期中期計画において、「毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。」こととしていることを踏まえ、返還促進策等の効果等の妥当性を毎年度検証するため、返還促進策等検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 委員会は、返還金の回収・分析に関して識見を有する外部有識者及び金融関係者等若干名で構成する。

### (委員の委嘱及び任期)

第3条 委員は、理事長が委嘱する。

2 委員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

### (任務)

第4条 委員会は、次の各事項について検証等を行うものとする。

- (1) 返還金回収（延滞）状況の把握・分析に関すること。
- (2) 回収促進策の効果等を検証し、次年度の取組のための必要な改善策を検討すること。
- (3) 中期計画に記載する総回収率の妥当性について検証し、その在り方を検討すること。
- (4) その他機構の回収促進のため必要な事項に関すること。

### (運営)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

### (議事要旨の公表)

第6条 委員会は、委員会の議事要旨を公表するものとする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、奨学金事業部奨学総務課と協力しつつ奨学事業本部奨学事業戦略室が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月29日から施行し、平成22年8月1日から適用する。

返還促進策等検証委員会委員名簿

いとう 伊藤	ともりのり 智則	横浜銀行経営企画部協会担当部長
さいとう 斉藤	てつお 鉄生	早稲田大学学生部事務副部長・奨学課長
さはら 佐原	くにひさ 邦久	社団法人しんきん保証基金理事
しま 島	かずのり 一則	広島大学高等教育研究開発センター准教授
そうの 宗野	えいじ 恵治	熊谷綜合法律事務所 弁護士
わたなべ 渡辺	ひでき 秀基	三井住友銀行公務法人営業部副部長

(50音順・敬称略)